



連続セミナー「諸外国の移民政策を学ぶ」

第6回～第8回 アジア編

第二次安倍内閣の発足を機に、「成長戦略」の名のもとに「外国人材の活用」が進められ、国家戦略特別地域法や入管法の改定、技能実習法の制定など、受入れ拡大に向けた政策が遂行されています。けれども、受入れ後の外国人の処遇については、基本法や差別禁止法の制定もなく、担当省庁もないままの状況がまだまだ続いています。

2006年3月、総務省は「地域における多文化共生推進プラン」を策定しましたが、事業の実施をほぼ自治体に「丸投げ」にしのまま、国レベルでの統合政策（多文化共生政策）は、いまだ不在のままです。

こうした日本の現状を打開するためには、諸外国の政策を学び、日本の外国人受入れ政策の問題点を“再発見”し、今後の移民受入れ政策のあり方を考える必要があるのではないのでしょうか。このような問題意識から、2016年10月より、連続セミナー「諸外国の移民政策を学ぶ」を開催してきました。

第5回までは、欧州やオーストラリアを学んできましたが、第6回から第8回は、アジアの受入れ国に目を向け、結婚移住女性、家事労働者、介護労働者の受入れ政策について学んでいきたいと思えます。

第8回は、台湾やシンガポールにおける介護労働者の受入れについて学びます。日本でも、在留資格「介護」が創設されるとともに、介護分野における技能実習生の受入れが始まることによって、今後は、外国人介護労働者が増えていくことが予測されています。アジアにおける介護労働者受入れ先進国の現状と課題を学ぶことで、超高齢社会・日本における介護労働者受入れのあり方を、参加者の皆さんとともに考えてみたいと思えます。多くのみなさまのご参加をお待ちしています。

第8回 アジアにおける介護労働者

日時 2018年2月3日（土） 17:00～19:00

会場 在日韓国 YMCA 302 教室

（お茶の水または水道橋下車徒歩5分）裏面に地図掲載

資料代 1,000円（移住連会員および学生 500円）

講師 京都大学大学院文学研究科准教授 安里 和晃さん

在日本韓国 YMCA アジア青少年センター

ASIA YOUTH CENTER

住所：101-0064 東京都千代田区猿楽町（さるがくちょう）2-5-5
2-5-5 Sarugaku-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, 101-0064, Japan

JR 水道橋駅徒歩 6 分、御茶ノ水駅徒歩 9 分、地下鉄神保町駅徒歩 7 分

JR Suidobashi sta. 6min, Ochanomizu sta. 9min, Subway Jimbocho sta 7min

TEL : 03-3233-0611 FAX : 03-3233-0633

